解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十日

岡山県井原市美星町三山一〇五五番地

財団法人三山地区振興会

代表清算人　菊池　和孝

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月三十一日組合員が五人未満になったことにより解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十日

大分県玖珠郡九重町大字引治六六七番地

中村生産森林組合

清算人　穴井　二六

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年九月三十日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十日

埼玉県鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一四番地の三

鳩ヶ谷市土地開発公社

清算人　谷口　壽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月二十日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町四丁目八番一六号グレース相模大野二―D

特定非営利活動法人援助者のためのスーパービジョンを広める会

清算人　原　裕樹

配当公告

北海道檜山郡江差町字東山五四五番地

破産者　株式会社能登組

右の者に対する函館地方裁判所平成二十二年（フ）第五八四号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二七一、二〇四、四五一円

一、配当をすることができる金額

金四〇、六八〇、六六七円

平成二十三年十月二十日

北海道函館市本通一丁目一四番一二号

破産管財人　藤田　徹

配当公告

石川県七尾市佐味町カ部四七番地一

破産者　濱田佐和子

右の者に対する金沢地方裁判所七尾支部平成二十一年（フ）第三十六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九〇、一七二、九五〇円

一、配当することのできる金額

金一二、六〇四、九四三円

平成二十三年十月二十日

石川県七尾市馬出町ハ部四番地一

破産管財人　今井　覚

配当公告

愛知県瀬戸市汗干町六八番地

破産者　榊原国際観光株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成十九年（フ）第一九四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

優先的破産債権

金三四一、四四六、〇九一円

一、配当をすることのできる金額

優先的破産債権

金一一九、六〇七、八五九円

平成二十三年十月二十日

名古屋市中区丸の内二丁目四番一二号アレックスビル八階大野法律事務所

破産管財人　弁護士　大野　博昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区青葉町四丁目四番、最後の住所札幌市厚別区青葉町四丁目二番二四号

被相続人　亡　森山　明信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地　中菱ビル

相続財産管理人　司法書士　佐藤　司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田九五番地の一四、最後の住所青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田九五番地一四

被相続人　亡　久米田昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

青森県五所川原市字大町一番地五　ティーケーマンション二階　つがるひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市本宮三丁目七番地一四、最後の住所岩手県盛岡市本宮三丁目三番一〇号

被相続人　亡　袈地　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

岩手県盛岡市清水町五番二一号　ゆい法律事務所

相続財産管理人　姉帯　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市間々田六三九番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須藤　雅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一七四番地三島山ビル二階

相続財産管理人　弁護士　井野　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区下立売通千本東入下る中務町四九〇番地、最後の住所埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼七三六番地一五〇

被相続人　亡　中村　泰之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長狭郡大里村無番、最後の住所不明

被相続人　亡　増田　忠七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月二十日

事務所千葉県館山市北条四九〇番地九鈴木ビル二階

相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

第５期決算公告　平成23年10月20日

愛知県名古屋市港区浜二丁目３番５号築港ビル２階

株式会社３WM

代表取締役　今井　健太

貸借対照表の要旨（平成23年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	748,063
	固定資産	57,338
	合計	805,402
負債及び純資産の部	流動負債	337,487
	固定負債	16,705
	負債合計	451,210
	資本金	275,500
	資本準備金	205,500
	剰余金	△29,790
	その他利益剰余金	△29,790
	（うち当期純損失）	(25,458)
	合計	805,402